

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二·一第 卷八十五第

高田博士還曆記念論文集

行發月二年九十和昭

明治初年の勸業機關

堀江保藏

一序言

幕末に歐米列強と外交々渉を結び、國際經濟關係に入り込むや、我國は俄に舉國一致態勢を整へ、急速に富國強兵の實を擧げ、以て列強の侵略に對抗しなければならぬ情勢に直面した。明治維新は實にその要請に基いて斷行せられたところの政治上・社會上・經濟上の大變革であつて、これを境として、昔日の如き各藩自身の富強を目的とせる、また幕府・諸藩の間に統一を缺く經濟政策・産業政策は、中央政府の統一下に一元化せられることとなつた。而して民間に於ける經濟力がそのまゝで列強のそれに對抗し得るまでには遙かに距離があり、また諸産業自體が全體として尙ほ手工的段階に止つてゐた當時に於ては、政府の強烈なる經濟哺育策・産業振興策が要請せられ、かゝる政策の直接の擔當者として中央政府には一連の勸業官廳が置かれたのみならず、其等の管轄下に諸々の勸業施設が設けられた。而も維新草創の際の事とて、官廳機構の改廢常なく、また財政の基礎未だ確立せざる時代の事とて、勸業行政には一張一弛の憾みなきを得なかつた。端的にいへば、勸業行政は明治十四年の農商務省の設置を待つて漸くその軌道に乗つたといふを得べく、それに至る十二・三年間はいはゞ軌道の建設及び補修の時代であつた。併し乍らその軌道の強弱・可否が爾後の運行の成否を決定すべきものであつたことは、

ふふ迄もなく。

本稿に於ては、農商務省設置に至るまでの勸業官廳の變遷を辿り、その事業の内容を一瞥し、以て右の軌道構案の一面を明かにしようと思ふ。勿論主題とするところは何ら新しい問題ではなく、既に數々説き古されたところである。それにも拘らず本稿を卓するのは、維新後の經濟政策史研究の一部として備忘的に右の點を取まとめんがために外ならない。かゝる小論のために貴重なる紙面を塞ぐことに對し、豫め深く諒恕を乞ふ次第である。

二 勸業官廳

(一) 革創期 明治新政府の勸業官廳は、その淵源を慶應三年十二月に設けられた金穀出納所に發する。これはいふ迄もなく新政府の財政機關であつて、その行ふべき事務は、戸口・賦役・金穀・用度・貢獻・營繕・秩祿・倉庫の事であつたが、翌明治元年二月同所を廢して會計事務局が置かるゝに及び、管督すべき事務として新たに商法の事が加へられ、更に同年閏四月、會計事務局が會計官として太政官中の一官となるや、その事務を出納・用度・驛遞・營繕・稅銀・貨幣・民政の七司に分掌せしめ、兼ねて新設の商法司を管督することゝなつた。新政府の勸業行政は、この商法司の設置によつて具體化した。即ちそれは舊藩時代の物産方・國産方などゝ稱したるものゝ後繼者であつて、その設置の目的は、大いに商業を振興し及び間接稅收入を増加せんとするにあり、商業を振起すために東京及び大阪に支署を設けると同時に、或は各地に商法會所を興して商業の取締り及び振作を圖り、或は小前取立所を開設して細民の生業を扶助する等の事を行つた。

居ること一年にして、太政官中に新たに民政部が置かれ、府縣事務を總判し及び戶籍・驛遞・橋道・水利・開墾・物産・濟貧・養老等の事を管轄することとなり、翌月開墾局をこれに屬して從來東京府の管轄下にあつた下總國小金牧其他牧々開墾の事を掌理せしめたが、間もなく版籍奉還の事あるに及び、七月、民政部は民政部となり、これと並んで大藏省が設置せられ、之を以て勸業官廳史上、所謂民政部・大藏兩省時代に入つたのである。

(二) 民政部・大藏兩省時代 民政部・大藏兩省時代は、爾後廢藩置縣に至る二ヶ年間に指す。この間、最初の一ヶ年は兩省併合時代であつて、即ち『兩省管理の事務たる常に彼此に交渉す、若し衙門を隔離すれば則ち不便多し』との理由を以て二年八月兩省は合併せられ、民政部卿松平慶永は大藏卿を兼ね、民政部大輔大隈重信は大藏大輔を、大藏少輔伊藤博文は民政部少輔を兼任した。従つて合併といふも卿・輔・丞等が兼勤となつたまでであつて、兩省分管の各司は元の如くであつた。併し乍らこの合併には反對の聲起り、殊に彈正台は二年十二月その分省を太政官に上申した。その第一條に曰く『民政部大藏合省に相成候ては、方今上下疲弊の折柄、會計の不足より自然育民の御趣意を失ひ候様相成、其餘弊諸縣に移り、民間の疾苦を厭はず、苟も聚歛の多きを以て治法の第一と稱し、德政日に廢し、吏民交唯利是營候様成行、遂に民心離背を來し天下瓦解の基を醸し可中、既に今日其形勢略相顯れ候間、速に兩省御引分育民の德政相舉り豫め禍源を御塞ぎ被遊候様致度候事』と。これによつて見れば、兩省の併合は行政事務上の便宜に出づるよりも、寧ろ財政上の都合によるものであつたと考へられる。かくて三年七月、兩省は元の如く併立することとなつた。

扨て、二年七月の「民政部規則」を見るに、その第一條に「民政は治國の大本最も至重の事とす、謹而 御藝文に基き至仁の 御趣意を奉體し、府藩縣と戮力協心、教化を廣くし、風俗を敦くし、生業を奨勸し、撫育の術を盡

1) 大藏、官職門十、19頁。
2) 同上、官職門七乃至九、37頁。
3) 同上、34頁。

し、賑濟の備を設け、上下の情を貫通し、以て衆庶をして可令安堵事」とあり、第九條には『田畑を培養し、山野河海の利を興し、種樹牧羊馬等總て生産を繁殖し、以て富國の道を開成すべき事」とあつて、民政特に殖産興業の事は概ね民部省の所轄とせられたが、更に分省後その事務は地方石高・物産・工藝・驛遞・道路橋梁・開墾・種藝牧畜・鑛産など列舉的に明示せられ、これを土木・驛遞・鑛山・通商の四司及び聽訟・社寺・鐵道・傳信機・燈明臺・横須賀製鐵所の六掛に分掌せしめた。

唯そのうち通商司は當分大藏省の管轄に屬せられ、廻漕の事も同省がこれを管轄した。すなはち通商司は、前掲の商法司に代つて二年二月外國官、後ち官計官中に置かれ、會計官の廢止と共に大藏省に轉屬したものであつて、貿易の統制を主とし、兼ねて物價・貨幣・金融・廻漕・株仲間・商社・商稅等、流通部面一般の行政事務を擔當した。

以上要するに、版籍奉還と共に行政官廳の整備緒につき、民部・大藏兩省の設置によつて經濟行政及び勸業事務の擔當者が大體明確となつた。即ち生産に關する事務は専ら民部省の所管に歸し、流通に關する事項は大藏省所屬の通商司がこれを掌ることとなつた。この時期には更に勸業官廳たる工部省の設立を見たが、それについては後に述べる。

(三) 大藏省時代 明治四年七月十四日、廢藩置縣が斷行せられるや、その二十七日民部省は廢せられ、從來同省の取扱へる事務は、土木司の外總て大藏省へ引繼がれることとなつた。而して大藏省には先づ造幣・租稅の二寮及び戶籍・出納・營繕・紙幣・統計・驛遞・勸業の七司が置かれ、主として勸業の事を主宰すべき勸業司は間もなく三等寮に昇格したが、殆ど同時に勸業寮と改稱せられた。同寮事務章程に曰く『凡勸業の事務を處す

る、能く其法を考究し、新に之が規則を定め又は實務を施爲する等、豫め其經費の多少を算し、其成業損益の目的を定め、實際に行はれて妨害なきを商り、其法案を具し卿輔の決判を受けて之を處置すべし。勸農の道を謀るに
より、或は利便の法を授け又は生殖の法を與る等發明の説を考案し、其原理を推發し、實效試験を経て其事の正確なるを徴し、其案算を詳にし、措畫の法案を具し、可否の決を卿輔に取るべし」と。

かくて民政部より引繼がれたる勸業事務は農業の勸奨に限局せらるゝこととなつたが、更に五年十月に至り、勸農寮は廢せられてその事務は租稅寮の取扱ふところとなつた。かくの如く勸業官廳並にその事務が縮減せられたのは、同年九月の大藏省伺に『方今公費多端の際百官減省の儀兼て申立候儀も有之、差向き本省中勸農寮廢止、右事務租稅寮にて取扱候様仕度候』云々とあるが如く、行政及び財政整理のためであつた。之に對し左院は一の議案を草して、⁴⁾徵租と勸農なる民治上相兩立し難き事務を租稅寮の一手に委ぬることの不可を指摘し、勸農寮を存置して主要産業たる農業の振興に萬全の策を施すべき旨を申言したが、結局それは容れられずして勸農寮は廢止せられたのである。當時廢藩置縣に伴ふ善後處置のために勸農事務に力を注ぐを得ず、また當時は地租改正以前の事とて財政の基礎未だ鞏固ならず、かくて勸業行政は一時後退せざるを得なかつたものと考へられる。

(四) 内務省時代 然るに其間岩倉特命全權大使一行の米歐巡回の事あり、特に内治充實論者大久保利通等が米歐の産業状態を具さに視察し、我國經濟への深き内省が行はるゝや、右の如き勸業行政にては到底我が富國強兵の實の擧らざることが痛感せられ、こゝに六年十一月、先の民政部を復活して新たに内務省が置かれ、民治勸業を以てその主要なる職掌とすることゝなつた。八年五月、内務卿大久保利通は三條太政大臣に一書を呈して曰く、⁵⁾

4) 同上、官職門十一、867—8頁。

5) 同上、870頁。

6) 拙稿、明治初年に於ける日本經濟への内省(本誌、第五十七卷第二號)參照。

7) 明治前期勸農事務輯録、上卷、24頁。

「方今、國勢の趨向、日に開明に進むの形状ありと雖も、人民の生理、日々消耗に至るの實害なき能はず、此れ洵に寒心痛慮すべき事の最大なるものにして、今日の實蹟により、將來の形勢を推算し、之を匡救する方法を講究舉行せざれば、徒に開明の虛名を擁して、竟に貧弱の實害を蒙り、窮極なきに至る、固より知るべからず、何をか開明に進むの形状と云ふ、凡そ宮室、衣服、艦船、兵器より、學藝百般の器械、服飾、日用の雜品、大概舊觀を改め、電信・汽車・煤燈の類、更に構造を新にするもの此なり、何をか消耗に至るの實害と云ふ、凡そ舊觀を改め構造を新にするもの、各官省の用度より人民需給する所、海輪船載に係らざるものなく、購入日に窮りなくして、輸田年々限りあり、況や毛布・綿絲・糖鐵、民間の供用夥多にして、茶絲蠶卵の產出僅に増殖すと雖も、一切輸入の物品に敵する能はず、而して工業未だ舉らず、商法未だ盛ならず、各地方の衰狀一歲一歲より甚しく生理寂索に歸するもの此なり。

抑、開明の形状を著すもの、理勢の趨進然らざるを得ず、人知の歸向亦抑壓すべからざるものあり、於此乎、内地人民百般の舊業漸く曠廢に屬せざるを得ず、業既に曠廢に屬す、消耗の害之に乗せざるを得ず、故に舊業を改まらば、乃ち新業を奨め、幹旋の妙用を盡して、本根の實力を養ひ、以て之に應じ、能く外を制し、乘除平均の術を講ぜざるべからず、而して其實力を養ふ所以のもの他なし、専ら殖産厚生の實務にある而已、蓋し、維新而來、夙に意を此に留めざることなしと雖も、尙未だ其緒に就くを得る多からざるもの、要するに、亦時勢の已むを得ざるものあり、而して兩議大に見る所あつて内務省を置かれしは、専ら内治を整へ、力を根基に盡して體裁の虛文に講ぜず、奇功を外事に求めず、民産を厚殖し民業を振勵することにありと信じ、乃ち翰窮奮勉、其實を盡さんことを欲せり」(下略)

要するに、文明開化に伴ひ輸入著増せるも輸出之に伴はず工業興らず、かくては文明開化は虛名を擁するのみである、宜しく實力を養ひ以て確固たる基礎の上文明開化の花を咲かせざるべからず、實力を養ふ道は事を外に構ふるによつて奇功を奏するにあらず、内治を整へ殖産興業を振起するにあり、これ内務の建省せられし所以なりと論じてゐるのである。

七年一月、内務省の一等寮の筆頭に勸業寮が置かれた。同寮は「全國農工商の諸業を勸奨確實盛大ならしむる事務を掌管する所」であつて、その事務章程には「凡勸業の當務は、農工商從來の諸業を倍々勸勵し、精巧盛大蕃

殖産實を盡さしめ、未曾有の業は其實地の效驗を開示し、是れが法則を設け、國民衣食濟生の器財金穀及諸物産都て時勢の沿革に隨ひ適宜の融通を得、各自をして其業を專治せしめん爲めに諸會社を勧誘し、益全國天造人造の諸物産を擴充するを圖るべし』とあり、また『凡そ勸業は民權及び其貨財を保護し、拘束の弊を除き、萬民をして寛裕安堵して各自其業を勉勵せしむるに在れば、動て其障碍となる者を審察し、若し其障碍の原由政府に在る時は之を改正する方法を審案し、若し其原由民間に在る時は之を救正する方法を策し、卿に申呈すべし』と見えてゐる。即ち殖産興業を以て同寮の事務とし、その方法は民業の振作にあつたのである。

其後勸業寮の職制並に事務章程は屢々改正せられたが、殖産興業政策を掌るの本義に於ては毫も變更はなかつた。十年一月同寮は勸農寮と改められ、農業及び農牧産物を原料とする工業の振興を掌ることとなつたが、これは前年五月本省に別に勸商局が置かれて商業關係の事務を取扱ふこととなつたからである。而して同局は前の通商司の後身であつて、國內商業及び外國貿易を勸奨し統制することをその本務としたが、重點が外國貿易の振興・取締にあつたところから、關稅徵收事務との關係に於て、十一年十二月大藏省に轉屬し、翌年一月商務局となつた。これにより勸農寮を擔する内務省は内政と専ら生産部面のみを擔當する勸業官廳となつたのである。而して同寮は十年一月勸農局と改稱せられたが、掌管すべき行政事務そのものには變化なく、唯局内各課及び掛が更正整備せられたるのみにして、以て明治十四年に及んだ。

(五) 農商務省の新設 農商務省は、西南の役後の紙幣整理・財政緊縮の問題に當面し、その一部として、及び從來の複雑なる勸業行政の整理統一を圖るを目的として、設置せられたものであつて、その事は十三年十一月の同省創設に對する大隈・伊藤兩參議の建議に徴して明かである。曰く

『今回財政御改革の主旨たる、事務の繁を省き簡に就き善く其の緩急を計りて經費の節減を行ふにあるを以て、膏だ經費を省略するのみに止らず、併せて百般の政務を一層改良するの必要なるは言を俟たず、既に地方の政務改良の事は載て第四十八號の公布に明かなり、中央政府の改良も彼の工場拂下の令達の如き其の一端を發すと雖も、未だ政務改進の基礎たる各省管掌事務の分合を畫定するに至らず、事務節略の令達ありと雖ども是れ各省使に向て爲したる令達なるを以て、其效力各省使限りに止りて彼此相通じて行政の全局に及ぼすを得ず、然り而して事務の分合上最も急務と認むるものは、各省分任の事務中農商に關する事務を一省に集合する是なり、現今農事及び商船に關する事は内務省の勸農局・鐵道局之を管し、商に關する事は大藏省の商務局之を管し、工に關する事は工部省の勸工業廢止以來之を統一主管するの局なし、而して勸農・勸商の實況たる、抑も農商事務局の第一の要務たる農商管理の事務即ち博く獎勵保護に關する法制を案じ、一定の規則に據りて公平不偏洽なく農商を誘導するの事は却て第二となり、稍々踰勵保護の區域を踰越して自ら事業を興起し若くは資金を貸與して直に農商の營業に干渉し、僅々數名の農商を庇保し其成績を以て他の模範と爲すに因り、其間識らず知らず一般の農商と利益を競争するの嫌疑すべき状態あるを免がれず、宜しく此主義を顛倒一變して農商管理の事務を主となすべきなり。

(中略)

以上諸局の事務を一省に集合するときは其の經費上幾分の剩餘を得るは難きにあらざるべし、縱令經費上に剩餘を生ぜざらも、事務の冗重を省き農商勸業の全體上に一層の改良を視るは疑を容れざるなり、果して然り而らば別に歳出を増加することなく反て之を減少して事務の改良を計るを得、定に今回御改革の本旨に適ふものと云ふべし』

(下略)

かくて農商務省の新設を見た。その職制を見るに、第一に『農業、商業、工作、技術、漁獵、商船、海員、發明、商標、度量衡、開墾、牧畜、動植物の育種、獸醫、會社(銀行會社を除く)、山林、驛遞に關する法令の施行を保持監督す』とあつて、右の建議に掲ぐる『農商管理の事務を主となすべきなり』との趣旨が容れられて居り、その事務は書記・農務・商務・工務・山林・驛遞・博物・會計の八局及び農商工上等會議に分任せられることとなつた。

11) 同上、1頁。

尤もこれによつて整理統合せられたものは、從來内務省及び大藏省に分屬してゐた勸業關係の諸局であつて、工部省所屬のものゝ統合は明治十八年まで待たねばならなかつた。また官營工場及び鑛山の拂下方針は既に決定したとはいへ、その實現の俄に行はれざるところから、同省は引續き其等の經營を擔當せざるを得なかつた。併し乍ら紙幣整理の必要に基く財政整理の機會に乗じて農商務省なる勸業專管の一省が設立せられ、同時にこれを以て産業の直接的保護干渉時代を脱することが明かとなつたことは、明治産業政策史上特筆すべき事柄であること、さふ迄もない。

(六) 工部省 以上明治維新以來農商務省設置に至るまでの勸業官廳の變遷を見たが、最後に一瞥しなければならぬのは工部省である。

同省は三年閏十月の設置にかゝり、工業に關する一切の事務を總管するものであつて、五年一月制定の事務章程¹²⁾によれば、それは工學を開明する事、百工を奨励し工業を繁富せしむる事、鑛鑛一切の産物を主宰し諸鑛山を管轄する事、鐵道・電信・燈臺・礁標等を建築修繕する事、船艦を製造修理する事、諸般の製作に供する銅鐵鉛鉛を鍊製鑄造し及び各種の器械を製作する事、海陸を測量する事等の諸項目に分つて列舉せられ、此等を分掌する寮司として工學・勸工・鑛山・鐵道(以上二等寮)・土木・燈臺・造船・電信・製鐵・製作(以上二等寮)の十寮及び測量司が設けられた。其後造船・製鐵二寮を廢して製作寮に合するとか(五年十月)、勸工寮を廢してその事務を製作寮に屬するとかの事務分掌の變更あり、また明治十年一月には諸寮を廢して鐵道・鑛山・電信・工作・燈臺など十局を置き、其後も局課の分合が行はれたが、大體に於て十八年十二月同省廢止に至るまで十五年に亘り、設置當初の目的たる百工勸奨のための官廳として存續した。

12) 同上、官職門十六、48頁。

同省設置當初の事業は、右の事務章程及び分掌寮司名によつて明かなる如く、政府直營の鑛山・鐵道・造船・製鐵・製作・電信等の諸事業を管轄するにあつたが、民間工業の勸奨といふ點に於て民部・大藏・内務の諸省の事業との間に分界必ずしも明かならざるものがあつた。事實勸工寮中には製煉所・製絲場・女工場の如きものが置かれ（五・六年）、模範施設としての效績を擧げてゐる。この分界が明かとなつたのは十一年三月であつて、即ち内務省との間に勸業上の事務分掌が行はれた際、左の如く定められた。¹³⁾

内務省——諸食飲料及農産製造物（製絲・農産染料・漣織・蠟脂・植物油・阿膠・樹膠・糖・蜜・漆・紙・食鹽・石鹼・製革・木炭・獸炭・燐・香水・蘭席の類）

工部省——諸礦物より成立する各品及陶器・木工・火工・石工・石管工・山油・礦脂・山鹽・硝石・火藥・煉瓦・記號墨の類

即ち大體に於て内務省が農業・食料品工業及び農作物を原料とする各種工業の勸奨を掌るのに對し、工部省は鑛業・化學工業及び金屬工業の勸奨を掌ることが明かにせられたのである。十四年に農商務省が設置せられた場合にも、勸業事務として同省が引繼いだのは主として内務省のそれであつて、工部省の事業には何等の變改も行はれなかつた。而して十八年十月同省が廢止せらるゝに及び、鑛山・工作の事務は農商務省に、電信・燈臺の事務は遞信省に、工部大學校は文部省に、また鐵道事務は内閣の直轄に屬せられた。

明治十六年八月、工部卿佐々木高行の工部省事務整正改良に關する意見書に曰く、『工部の建省する所以は、歐米の新事業を人民に誘導するに在り、營業射利は政府の意に非ず、方今鑛山・工作の二局は營業の弊を爲し、而して損失多し、宜く鐵道は舊に仍り、電信は驛遞郵便に併せ、燈臺は海軍に屬し、大學校は規模を擴張し、本

13) 同上、官職門七乃至九、761頁。

省は總務局を置き書記・會計・統計・用度・營繕の各科を總べ、而して營繕は建築事業を寢め官私の依頼に應じ、堂院屋宇の製圖及び建築の監督を主り、鑛山課を置き人民借區の鑛山を監督し、各地鑛山分局及び工作各分局を獨立せしめ、以後營業・倉庫の二資本に相當の利子を附し、若し夫れ收支相償はざれば斷然廢止すべし云々と要するに、工部省は民間工業の勸奨振起を目的として設置されたものであるが、その管下の諸事業殊に鑛山・工作兩局の諸事業は、財政の豊かならざる當時に於ては、いつまでも收支不償を度外視する能はず、自然營利目的を加味するに至つた、然るにこの目的は容易に到達せられず、その理由は勸業・營利の兩目的を一舉に到達せんとするところに存するが故に、この際寧ろ工部省は工業監督官廳の姿をとり、各種事業は之を獨立せしめて營利事業とし、若し收支相償はざれば斷然廢止するに如かずといふのである。而して紙幣整理の完了に伴ひ企業執勸興の機運に際會するや、所管工場の拂下げも次ぎ次ぎ行はれ、工部卿の申言の趣意は民間事業として實現し得る状態となつた。かくて單なる監督官廳として殘るべき工部省は、既に農商務省が存する以上、一省として獨立するの實質と意義とを失ふこととなり、こゝに十八年十月その廢省を見たものである。

三 勸業施設

明治初年の産業政策、換言すれば産業上の直接保護獎勵政策は、幕末に幕府及び諸藩が行へる産業政策を踏襲して、これを國民的規模にまで高め且つ擴充せるものであつた。一口に産業政策と稱するも、その内容は頗る廣汎多岐に亘るを以て、こゝでは上述の勸業官廳との聯關に於て、その下に創設・經營せられた勸業施設の發達を略述する。

(一) 舊時代より繼承せるもの　この部類に屬するものに先づ鑛山がある。舊時各種金屬のうち最も重要視

14) 同上、官職門十六、15頁。

せられたものは、長崎貿易の決済に充てらるべき銅であつて、幕府はその精煉・賣買のため大阪に銅座を設けた。維新政府はこれを會計官に收めて元年二月銅會所と改稱、七月更に鑛山局、次で鑛山司と改めたが、二年七月民部省設置と共にこれに轉屬し、三年閏十月更に工部省の所轄となり、以て十八年の同省廢止に及んだ。この間二年四月には鑛山の開採及び鑛物の賣買を人民の自由に委ねる旨を明かにしたが、新式の採鑛及び精煉法を採用し得るものは政府のみであり、また金屬・石炭の大量需要者が政府自身であるの實情に鑑み、主要鑛山を總て官行することとし、各鑛山に鑛山局支廳(時に出張所と稱す)を置き、十年一月これを分局と改稱、十六年九月更に何々鑛山と改稱してその拂下げにまで及んだ。

次に舊幕府の創設にかゝる横須賀製鐵所は、始め横濱裁判所の所管に屬したが、二年十月民部・大藏兩省の所管に移し、三年八月民部省製鐵所掛の專管するところとなり、更に同年閏十月工部省の所管に移り、五年十月海軍省に轉屬せしめられた。その分場たる横濱製鐵所は、民部省次で内務省の管するところであり、六年十二月以來郵便蒸汽船會社・三菱會社・高島嘉右衛門に順次貸與せられたが、結局十一年十月海軍省へ移管せられた。同じく幕府の創設せる長崎製鐵所は、維新後暫く長崎府に屬したが、四年四月工部省に轉屬し、十七年三菱會社への拂下げにまで及んだ。

諸藩の事業を繼承せるものには兵庫製作所と堺紡績場とがある。前者は舊加賀藩の創設にかゝり、始め金澤縣これを管轄したが、四年十二月工部省製作寮の所管に移し、兵庫工作分局・兵庫造船局など、改稱の後、十八年十二月農商務省の管轄に歸した。後者はいふ迄もなく鹿兒島藩の創設せるもので、明治五年藩債調査の際その引當として大藏省の所轄となし、七年一月内務省勸業寮に移管、模範工場として居ること數年にして十一年二月民間へ拂下げられた。

尙ほ新政府の創設にかゝると雖も、機械類を總て舊時より繼承して成れるものに赤羽製作寮がある。即ち佐賀藩より幕府に獻上したまへ横須賀製鐵所に保藏せられてゐた機械類を利用し、四年十月に成れるもので、工部省管下に政府所要の機械類の製造工場として、或は機械産業の模範工場として、よくその機能を發揮したが、十六年二月海軍省の所管に移された。

(二) 新設せられたもの 先づ農業・牧畜の方面を見るに、先述の開墾局は、後には主たる勸業官廳に發展すべき萌芽であつたとはいへ、當初は東京府士族の救済を主なる目的とせるものであつた。一般的な勸農施設として先づ果ぐべきは、五年十月大藏省租稅寮中の種藝課によつて内藤新宿に設けられた試験場であつて、七年一月内務省の所管となるや、こゝに牧畜・養蠶・製茶の三掛を置き、牛馬羊及び猿を飼育し及び紅茶を製造して品質の改良並に改良品種の普及に従事することゝなつた。

十年六月、更に『穀菜菓樹及び有用木材の種苗を撰育し、廣く人民の求需に應じて之を賣與し、漸々全國農産物の元質を改善することを謀る』べき三田育種場が設けられた(十七年五月大日本農會へ委託)。育種場には更に播州葡萄園及び神戸阿利機園が屬せられた。前者は各種葡萄の栽培を實驗して良種の普及に資するを趣旨とし、後者は海外暖地産の有用植物を本邦西南温暖地方に頒布するため、その苗木の栽培繁殖を行ふを趣旨とし、共に十二年の初め設置の議決せられ、所要の土地を買収して一兩年の間に夫々開業したものである(二十一年前田正名に拂下げ)。三田育種場との關係に於て尙ほ一言すべきは三田農具製作所である。同所は十二年五月前者の中に設けられ、翌年獨立して農務局の直屬に歸したもので、二十一年一月その廢止に至るまで、農具の改良及び改良農具の普及に與つて力があつた。

また幕府より繼承せる下總牧羊場が名實ともに模範牧場となつたのは、八年九月大久保内務卿の建議によると

ころであつて、爾後新たに良種の牛馬羊を海外に求め、種畜の改良と模範牧畜法の範示とをその使命とすることになつた。

次に工業方面を見るに、早くも明治三年、輸出生絲の品質の向上を圖り以て國富の増進を期して富岡製絲所建設の議決し、五年七月竣工した。同所は始め民部省庶務司、次で大藏省勸業司・租稅寮等に屬し、七年一月内務省勸業寮に轉屬して官營模範工場たるの色彩を濃厚にしたが、内務省設置後、新町屑絲紡績所（十年十月開業）・千住製絨所（十一年六月開業）・愛知及び廣島紡績所（十一年及び十二年齊工）が相踵いで設けられた。新町紡績所は、從來農家に於て紬又は眞綿にせらるゝに過ぎなかつた屑絲及び屑繭を以て上質の熟絲を製造し、國民の機織用に供すると共に輸出にも充て、兼ねてこれを範として民間に精紡工業を勸奨せんことを趣旨とせるものであり、千住製絨所は増加し行く毛織物殊に軍隊及び警察用の毛布の輸入の防遏と斯業の範示勸奨とを趣旨として設けられたものである。愛知及び廣島紡績所が綿絲紡績業の發達・普及政策の一翼を擔當することを使命としたことはいふ迄もない。

以上は主として内務省勸業寮（後、勸農局）の主宰せる施設であるが、轉じて工部省所管のものを見るに、先づ五年八月より翌年七月にかけて勸工業寮中に製煉所・製絲場・女工場等が設けられた。製煉所は化學試験所であつて、後述の深川セメント製造所に對し技術上の貢獻をなしてゐる。後二者は技術傳習施設であつて、その性質上後に内務省へ轉屬し若くは廢止せられたが、特に製絲場が新式製絲技術の普及に貢獻せるところには大なるものがあつた。

これよりも注意すべきは深川セメント製造所と品川硝子製造所とである。前者は大藏省（又は内務省）土木寮の創設にかゝり（年月不詳）、七年二月工部省へ引繼いだものであつて、當初は政府の土木事業に所要のセメントの

製造を目的としたが、後ち模範工場の性質をも兼ね、十一年よりは耐火煉瓦や人造石の製造をも併せ行つた（十六年民間へ貸與、次で拂下げ）。後者は九年四月、東京府士族丹羽正庸の硝子製造所を買上げて官營に移せるものであつて、硝子の輸入防遏を目的としてプリント硝子の製造に主力を注いだ（十六年民間へ貸與、十八年拂下げ）。

四 結 語

以上要するに、一、農商務省設置に至るまで勸業官廳の改廢常なく、殊に大藏省時代には、それが租稅寮の一派となるが如き有様であつたが、それは勸業政策の後退を示すものではなく、財政上の理由から勸業行政の縮小を餘儀なくせられた結果であつた。二、併し同じく財政上の理由から内務・大藏兩省に分屬する勸業事務を合して勸業專管の農商務省が設立せられたことは、我が經濟力が充實して勸業政策が軌道に乗つたことを意味する。三、勸業官廳として別に工部省があり、主として重工業・化學工業方面を擔當したが、それは政府自身の工部事務の擔當から出發し、勸業官廳たるの性質を加へたものであつて、それが明確となつたのは内務省との間に勸業事務擔當の分界を定めて以來のことであらう。四、勸業政策は年を経るに従ひ活潑となつてゐるが、特に劃期的なるは内務省の設置であつて、それが岩倉特命全權大使一行の米歐巡回の結果に基くものであることはいふ迄もない。五、勸業政策の内容は、商業・貿易の統制より、官營による新産業・新技術の範示に進み、更に農商務省の設置に伴つて法令による監督へ進展したが、それは要するに商業資本の時代より産業資本の時代への進展と、その人爲的展開とを示すものであつて、かくして國民産業の發達と國民産業政策とはチグハグの域を脱し、國民經濟全體の發達が軌道に乗ることになつたのである。

本稿は維新以後に於ける經濟政策の研究の題下に、日本學術振興會の援助を受けてなしたものである。